

国民健康保険事業費納付金の算定方法について

< 算定方法に関する論点 >

(1) 医療費水準の格差の反映

論点1：医療費水準の格差を反映させるか

【現 状】

○本県においては、市町村間の医療費水準の格差は、約 1.24 倍となっている。

[資料 1-2, p.6]

【考え方のポイント】

○国保法改正にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議において、「医療サービスの水準に地域格差がある現状に鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないよう配慮すること。」とされている。

○そのため、国が示したガイドラインにおいて、「都道府県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則となる ($\alpha=1$)。 」とされている。

○「医療費水準を全て反映させる ($\alpha=1$)」場合の考え方

- ・医療費水準について市町村間の格差が生じている現状において、医療費水準を反映しない場合、医療費水準の低い市町村の被保険者にとって不公平感が生じる。(被保険者がアクセス可能な医療資源に格差が生じている場合に顕著)
- ・各市町村における医療費適正化のインセンティブを確保することに有効。

○「医療費水準を全く反映させない ($\alpha=0$)」場合の考え方

- ・同一県内の市町村間を被保険者が住所変更しても保険料率に変化がなく、被保険者にとって公平に感じられる。
- ・県も保険者に加わる制度改革の趣旨からすると、統一保険料率の方が分かりやすい。

(2) 納付金の配分方式

論点2：納付金の配分方式は、いずれを採用するか。

【現 状】

○県内市町村は、保険料率の算定に医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のいずれも、4方式^{※1}を採用している市町村が多い。

区 分	4方式 (①②③④)	3方式 (①③④)	2方式 (①③)
医療分	35市町村	5市町	2町
後期高齢者支援金分 ^{※2}	31市町村	5市町	6市町
介護納付金分 ^{※3}	29市町村	4市町	9市町

※1 応能割として①所得割、②資産割、

応益割として③均等割（被保険者数）、④平等割（世帯数）

※2 後期高齢者支援金：後期高齢者医療制度への支援に係る保険者負担分

※3 介護納付金：介護保険第2号被保険者に係る納付分

【考え方のポイント】

○資産割について

<趣 旨>

- ・固定資産に対する賦課であるため、景気の動向に左右されにくい。
- ・被用者保険の被保険者に比べ不確実である所得捕捉の不備を補完する。

<問題点>

- ・土地及び建物に着目した固定資産に賦課しているが、預貯金、有価証券等の金融資産には賦課されていないため、保有資産の種類による不平等感がある。
- ・居住用の土地家屋など非営利性の固定資産であっても賦課されており、必ずしも保険料負担能力を反映しているとは言い難い。
- ・（保険者である）居住する自治体の固定資産のみが資産割の賦課対象となり、他の自治体分は対象外となっていることで、不平等感がある。
- ・後期高齢者医療保険料、介護保険料、協会けんぽ保険料は、資産割を採用しておらず、国保特有の制度となっている。
- ・実務上、4方式以外を採用している市町村においては、被保険者に係る資産税額のデータを保有しておらず、4方式で算定することが困難である。

○平等割について

<趣 旨>

- ・被保険者数が多い世帯の負担が過重になるのを緩和する。

<問題点>

- ・一世帯当たりの被保険者数が減少していくと、負担緩和の効果が低下する。

(3) 激変緩和措置

論点3：激変が生じにくい α や β' を用いるか。

【現 状】

○どの市町村においてどの程度の激変となるかや、激変を緩和すべき額の規模の参考とするため、平成29年度に新制度を仮に当てはめたうえでの試算を現在行っているところである。

【考え方のポイント】

○ α や β' を用いる方法

- ・国が示したガイドラインにおいて、「激変が生じにくい α や β の値を用いることを可能とする。（ β を…変更した場合 β' と呼ぶ。）」とされている。
- ・なお、同ガイドラインでは、
「ただし、あくまで一時的な激変緩和措置であることから、施行後、
 - ・ α については、各都道府県が定める値
 - ・ β' については、都道府県の所得水準に応じた値にそれぞれ近づけていく必要がある。」とされている。

<問題点>

- ・本来、医療費水準や所得水準を考慮して設定すべき α や β の数値について、それらとは異なる数値を設定することは、理解が得られにくい。
- ・激変緩和措置を必要とする市町村に対し、その必要の程度に応じて個別に対応することが困難。

○都道府県繰入金等による方法

- ・個別の市町村の状況に応じてきめ細かな激変緩和措置を講ずることが可能。